

# 契約書(案)

1. 件名 いのち支える自殺対策推進センター  
令和4年度第1回自殺未遂者ケア研修（一般救急版） 運營業務一式
2. 履行期限又は契約期間 契約日から令和4年9月30日まで(予定)
3. 契約金額 金 円 (消費税込み)
4. 発信場所 東京都千代田区
5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、いのち支える自殺対策推進センター令和4年度第1回自殺未遂者ケア研修（一般救急版） 運營業務一式に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的と内容)

第2条 乙は、別添仕様書及び乙が入札に際し提出した書類に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

- 2 仕様書及び乙が入札に際し提出した書類に記載された内容は、当然に本契約の内容となり、甲と乙は、それを遵守しなければならない。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。
- 3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。
- 4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(乙の支払うべき遅延損害金)

第5条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅延損害金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第6条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可及び指示を得なければならない。この場合、受託者は、事業が困難となった事情を速やかに解決し、事業の遅れを回復するように努めなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定に関わらず、遅延損害金を免除する。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(実施責任者等)

第 8 条 乙は、委託業務の処理について必要な能力・経験を有する自社の実施責任者を定め、甲に報告するものとする。

2 乙は、委託業務に従事する従業員を定め、甲に報告するものとする。この場合において、従業員 2 名以上を定める場合はそのうち 1 名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

3 前 2 項の規定は、実施責任者又は委託業務に従事する従業員に変更があった場合に準用する。

(業務工程表)

第 9 条 乙は、契約締結後、業務工程表を作成し、甲に提出するものとする。履行期間又は仕様書等が変更された場合においては、再度提出するものとする。

2 乙は、業務の進捗を管理し、作業内容を具体的に適宜報告し、発注者の了解を得ること。

3 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から 7 日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

(自社の宣伝・営業行為の禁止)

第 10 条 委託業務の処理にあたり、乙は、関係者に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。

(電子媒体の補修)

第 11 条 乙は、委託業務に使用する電子媒体について、正しく読むことができない事態や不適切な入力を発見した場合には、補修に努めなければならない。

(検査及び引渡し)

第 12 条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、成果物についての検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第 13 条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、月末締め翌月末に支払うものとする。

(甲の支払うべき遅延損害金)

第 14 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 3.0 パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 15 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。

(秘密の保持)

第 16 条

乙は、本契約の締結の前後、口頭、書面等の伝達手段、甲が秘密と指定したか否かを問わず、委託業務及びその付随業務（以下、「本件業務」という。）を乙が履行する（以下、「開示目的」という。）ために、甲が開示した一切の情報（以下「秘密情報」という。）の秘密を厳に保持し、第三者に漏えいしな

いものとする。

前記の定めにかかわらず、乙が、以下の各号のいずれかに該当することを書面をもって証明できるものについては、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 本契約締結後、甲が書面により秘密情報から除外することに同意した情報。
- (2) 開示以前に公知であった情報及び開示以後に乙の責めに帰せずして公知となった情報。
- (3) 乙が独自に保有していたこと又は独自に開発した情報。

乙が秘密保持義務を負うことなく甲以外の第三者から入手した情報。

(著作権)

第 17 条 成果品等納入物品に関わる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。乙は、甲に対し上記著作権に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定められる権利）を行使しないものとする。

(権利の帰属)

第 18 条 本件業務の成果物に関する一切の権利は甲に帰属する。

(第三者の権利)

第 19 条 乙は、本件業務を行うに当たり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、本件業務により甲に納めた成果物（中間成果物も含む）及び役務の提供の結果、乙の瑕疵があきらかで第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担において処理、解決するものとする。

(個人情報保護)

第 20 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に個人情報の管理に関する事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第 21 条 甲は、乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に納付させるものとする。

- 2 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 3 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲

が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第 23 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 24 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 25 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 26 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 27 条 第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 28 条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から 1 年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと

- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第 1 項の通知期間を経過した後においてもなお前 2 項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第 29 条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

- 2 契約金額の内訳は、少なくとも仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 3 前 2 項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないとは判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(存続条項)

第 30 条 本契約終了後といえども、第 16 条 (秘密の保持)、第 17 条 (著作権)、第 18 条 (権利の帰属)、第 19 条 (第三者の権利)、第 20 条 (個人情報保護)、第 27 条 (契約解除に基づく損害賠償)、及び第 31 条 (準拠法・合意管轄) の規定は、なお有効に存続する。

(準拠法・合意管轄)

第 31 条 本件に関連して生じた紛争の準拠法は日本法とし、本件に関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争等の解決方法)

第 32 条 乙は、本業務を履行するに当たり、発注者との連絡を密にすることとし、本契約条又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。